

首都圏における工業等制限制度の 今後の在り方について

(報告)

国土審議会首都圏整備分科会
平成13年12月20日

首都圏における工業等制限制度の 今後の在り方について（報告）

- 1 . 首都圏における工業等制限制度は、首都圏の既成市街地における産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的に、工場及び大学等の新增設を制限するものである。
本制度は、他の首都圏整備に係る施策等と相俟って、社会経済情勢の変化に対応した累次の制度見直しを通じ、当該目的達成のため、その役割を果たしてきた。
- 2 . 今般、制度創設から40年以上経った当該制度の今後の在り方について、国土交通大臣から国土審議会に諮問がなされ、当該審議会より首都圏整備分科会に付託された。
- 3 . これを受けて、平成13年10月29日より4回にわたって本分科会を開催し、工場や大学立地の有識者及び首都圏の地方公共団体から聴取した意見や関係地方公共団体との実務的な意見交換を踏まえて、審議を重ねた（詳細は別紙）。
- 4 . この結果、首都圏を全体として発展させていくためには、既成市街地に集積する諸機能の分散・適正配置を図る誘導施策は引き続き実施していくことが必要であるが、製造業からサービス業へのシフト、産業のグローバル化等の産業構造の変化、少子化の進行等、社会経済情勢が著しく変化する一方、環境に係る諸制度が充実してきていること等から、工業等制限制度は、首都圏の既成市街地における産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図るという目的を達成する手段としての有効性・合理性が薄れてきており、廃止することが適当であるとの結論を得た。

首都圏整備分科会における審議の経緯等

1 分科会開催状況等

10月19日 国土交通大臣より国土審議会に諮問
「首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の今後の在り方
について」

10月29日 国土審議会会長が首都圏整備分科会及び近畿圏整備分科会に付託

10月29日 第2回首都圏整備分科会() (趣旨説明、審議等)

11月 9日 第3回首都圏整備分科会 (学識経験者、関係地方公共団体の意見
陳述等)

(意見陳述者)

福井県立大学経済学部教授	加藤 秀雄 氏 (工場立地関係)
東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授	原島 博 氏 (大学立地関係)
群馬県企画部地域整備課長	嶋 一哉 氏
東京都都市計画局技監	勝田 三良 氏

11月30日 第4回首都圏整備分科会 (報告書素案について)

12月20日 第5回首都圏整備分科会 (報告書とりまとめ)

12月27日 国土審議会に両分科会の調査審議結果を報告 (予定)

(日程未定) 国土審議会より国土交通大臣に答申 (予定)

() 第1回首都圏整備分科会は9月19日に開催され、本諮問事項とは別の事項
(首都圏整備計画、平成13年度首都圏事業計画について)が審議されている。

2 審議等の経緯

(1) 平成13年10月19日に、首都圏及び近畿圏の工業(場)等制限制度の今後の在り方について、国土交通大臣より国土審議会に諮問がなされ、10月29日に、国土審議会から首都圏整備分科会に付託された。

- (2) これを受けて、第 2 回首都圏整備分科会()が開催(1 0 月 2 9 日)され、当該諮問事項について審議が開始された。委員からは、本制度を廃止した方が良いとの意見があった一方、廃止した場合における都市環境の悪化の懸念や大都市問題への対応策等について意見があった。
- (3) 第 3 回首都圏整備分科会(1 1 月 9 日開催)においては、工場・大学立地に関する有識者及び地方公共団体の意見陳述等が行われた。

大学立地に関しては、東京大学の原島博教授から、国際・産業・学際・社会と交流できる横断的な研究教育や社会人への学びの場の提供等の新しい方向性に即した環境整備の観点から、制度の在り方を検討すべきとの意見があった。

工場立地に関しては、福井県立大学の加藤秀雄教授から、中小企業等の活動の自由度を高めて多様な事業展開を可能とすることが重要であり、制限制度は撤廃すべきとの意見があった。

また、群馬県からは、本制度の果たしてきた制限区域外への役割をかんがみ、本制度を見直す場合は代替的な措置等の検討をすべきとの意見があった。

東京都からは、本制度は所期の目標を達成し、今日においては存在意義を失っており、新規産業創出や産学連携の推進の観点から廃止すべきとの意見があった。

さらに、本制度に関する分科会長あての意見書として、埼玉県、神奈川県、川崎市からは、新産業創出や産学連携の推進等の観点から本制度を廃止すべきとの意見が、また、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、千葉市からは、本制度を見直す場合の影響や代替的な措置等の検討をすべきとの意見があった。

これらについては、第 4 回分科会開催までに、分科会事務局である国土交通省と地方公共団体間でより議論を深め、必要な検討を行うこととなった。

(4) これを受けて、各地方公共団体の現状等を踏まえた具体的な議論を行い、事務局から以下の事項等を説明し、工業等制限制度の今後の在り方について、各地方公共団体と事務局との間で、廃止に向けた共通の方向性を見出すに至った。

本制度の廃止による影響の予測について客観的なデータ等から事務局の見方を提示

「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」、税制上の特例措置(買換特例、特別土地保有税の非課税)等を維持
同法に基づく工業団地造成事業に係る造成工場敷地を譲渡できる業種の拡大について要望に沿った形で対応

業務核都市整備の支援策について引き続き関係地方公共団体の意見を聞きながら議論し、今後、具体策を検討

(5) 第 4 回首都圏整備分科会(1 1 月 3 0 日開催)においては、地方公共団体と事務局との上記の調整状況が報告されるとともに、分科会長から、本制度は今日の時代の役割を終えたものであり廃止が適当である旨の報告書素案(工業等制限制度の今後の在り方について)が提出され、審議が行われた。

委員からは、雇用対策への対応の観点から制限制度の廃止に賛成である旨の意見や、制度を廃止するにあたっての、制限制度廃止後の都市環境への影響、集積を活かした新たな産業政策の検討の必要性及び必要な場合の規制措置等の再構築などに関する意見があった。

(6) これらの意見等を踏まえ、必要な修正を行った上で、第 5 回首都圏整備分科会(1 2 月 2 0 日開催)において報告書のとりまとめが行われた。

また、本報告は、1 2 月 2 7 日(木)に開催される第 2 回国土審議会において分科会長より行われることとなった。

国土審議会首都圏整備分科会委員名簿

1 国会議員

石川要三	衆議院議員
亀井善之	衆議院議員
末松義規	衆議院議員
高木陽介	衆議院議員
佐藤泰三	参議院議員
藤井俊男	参議院議員

2 学識経験を有する者

安藝哲郎	東急不動産(株)取締役会長
伊藤滋	早稲田大学理工学部教授
加藤裕治	日本労働組合総連合会副会長
黒川洸	(財)計量計画研究所理事長
河野栄子	(株)リクルート代表取締役社長
杉岡浩	(財)道路サービス機構理事長
中村桂子	JT生命誌研究館副館長
西村正雄	(株)日本興業銀行取締役頭取
マリ・クリスティーヌ	異文化コミュニケーター
南直哉	東京電力(株)取締役社長
宮本春樹	空港施設(株)代表取締役社長
横島庄治	市立高崎経済大学地域政策学部教授

3 関係地方公共団体の長

小寺弘之	首都圏整備促進協議会会長(群馬県知事)
------	---------------------

は分科会長